政　令

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月六日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十一号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「八王子市」の下に「、町田市」を加える。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　菅　**直人**

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月六日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十二号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日は、平成二十二年八月十六日とする。

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直人**

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月六日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十三号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令

内閣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第一項並びに第八条第一項第一号及び第四項第一号、同法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十二条第二項、第四十七条第一項及び第五十一条第四項並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（非化石エネルギー源）

第一条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める化石燃料以外のエネルギー源は、次のとおりとする。

一　水力
二　地熱
三　太陽熱
四　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）
五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）

（指定金融機関の範囲）

第二条　法第八条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行
二　長期信用銀行
三　信用金庫及び信用金庫連合会
四　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会
五　労働金庫及び労働金庫連合会
六　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
七　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）